

施設サービスの概要

特別養護老人ホーム八天の里

特別養護老人ホーム八天の里は介護保険法に基づき、
指定介護老人福祉施設としての指定を受けています。

施設経営法人

社会福祉法人 博愛会

理事長 及川 優

法人所在地 岩手県北上市立花10地割38番地

平成5年5月28日

ご利用施設

施設の種類 指定介護老人福祉施設

平成12年4月1日 岩手県0370600249号

特別養護老人ホーム八天の里

岩手県北上市更木34地割320番地1

0197-66-6000

高橋 智子

平成6年4月1日

50人

医師（非常勤）・生活相談員・介護職員・看護職員・栄養士
介護支援専門員・機能訓練指導員（兼務）

事業の目的

社会福祉法人博愛会が設置経営する特別養護老人ホーム八天の里は、要介護状態にある高齢者に対して適切な施設介護を提供することを事業の目的としています。

運営の方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行い、入所介護事業の利用者には可能な限り居宅における生活への復帰を目指すものとします。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

居室等の概要

1人部屋／18室 2人部屋／5室 4人部屋／8室 合計31室（短期入所10床含む）
その他、食堂、浴室（個浴槽1・特殊浴槽2）、医務室等があります。

ご利用にあたり

以下の内容は、施設サービスの利用にあたっての重要な説明です。よくお読みください。

申し込みは保険証が必要です

保険証（介護保険被保険者証）を提示し、直接お申込みください。

お部屋が空いていない場合は、お待ちいただくことになります。（⇒申込書に記入し登録）

運営規定が定められています

指定介護老人福祉施設としての運営規定が定められています。この内容は、運営規定に沿ったものです。

料金は要介護度によって異なります

原則として、介護保険料の1割が自己負担となります。その他食費や居住費等の負担があります。

（次頁以降参照）

守秘義務がありプライバシーは守られます

サービスを提供するために知り得た、利用者または家族に関する事情についての秘密は固く守られます。

賠償責任の保険に加入しております

利用者の故意または過失による場合を除き、サービスを実施する上で起きた事故については、施設が損害について賠償する責任を負います。

緊急時は速やかに対応します

サービスの提供を行っているときに、利用者の状態が急変した場合など、必要に応じて、医師又は看護職員と連携し適切な対応を図ります。

相談、要望はいつでもお受けします

サービスに関する利用者やそのご家族からの相談・要望・苦情に対しては、相談窓口を設けております。下記までお問い合わせください。

八天の里 0197-66-6000

サービス提供の終了について

以下の場合にサービス提供は終了します。

1. 本人の死亡
2. 要介護認定で自立あるいは要支援と判定された場合
3. 利用者からサービスの中止の申し出を受けた場合
4. 3ヶ月を超える入院の場合

〈その他のご注意〉

1. 利用者が認知症などの場合は家族を含む第三者に重要事項をご説明し同意をいただくこととなります。
2. 利用者が他の利用者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは禁じられています。
3. サービスの提供にあたっては、利用者の生命、身体、財産の安全確保を優先しますが、緊急やむを得ない場合、行動を制限する場合があります。

ホームの暮らし

ホームの1日

- 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

朝食／7時30分

昼食／12時

夕食／17時30分

入浴／午前または午後から夕方にかけて提供されます。（原則として週に3回）

リハビリやサークル活動／機能訓練指導員やボランティアが講師を務め、指導にあたります。

行事と主な活動

- 各種の行事と活動は、利用者の生きがいづくりが目的です。また、地域の方々と大切な交流の場でもあり、年間を通じて計画的に行われます。

行事／新年会、節分、グルメツアー、盆踊り、敬老会、クリスマス会など

主な活動／サークル活動（書道、生花、歌唱、園芸など）

ドライブ、レクリエーションなど

生活支援

- 利用者の状態に応じた介護をします。
- 職員は日常の手助けを行う介護職員のほかに、健康管理をする看護職員、栄養士や生活相談員、介護支援専門員がおります。
- 利用者3人に対して1人の介護・看護職員がおります。（国の基準に該当）

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）が、本人やご家族と相談しながら介護計画を立てます。
- 在宅復帰も視野に入れたケアを目指しており、自立のためにも本人が自分でできることは積極的に応援しています。

面 会

- 面会時間は9時から20時までですが、同室者へのご配慮もお願いします。
- 受付にある面会票へのご記入をお願いします。
- お部屋だけでなく、ホールや談話室もご利用いただけます。

外出・一時帰宅

- 外出及び一時帰宅は自由に行うことができます。（事前に届出をおねがいします）
- 盆、正月の帰省に関しては、ご家族の協力をお願いします。

ご意見やご希望への対応

- 利用者やご家族からのご要望、気がついたことに対しては、施設内に受付機関を設けておりますので、遠慮なくお申し付けください。
- ホームの中にご要望に対して協議する委員会があり、利用者の利益を守るため速やかに対応します。
- 内容についての秘密は固く守られます。

費 用

■ 別表料金表によって、利用者の要介護度および介護保険負担限度額区分に応じたサービス利用料金をお支払いいただきます。

* 制度の見直しなどで、変更となる場合もあります。

- その他個人に係る費用〈実費〉

医療費 要した費用の実費

理容代 1回あたり 1,700円

嗜好品代（衣類、菓子など） 要した費用の実費

特別な食事代（当施設で提供する食事以外に希望があった場合など）

* 嗜好品、日用品等の購入を希望する場合は、職員が代行することもできます。

管理料（預金通帳及び印鑑、多額の現金等貴重品を管理します） 1日50円

- お支払いについて

1ヶ月ごとの会計となっております。

以下の方法のいずれかで、翌月の10日までにお支払いください。

1. 事務室での現金支払い
2. 指定口座への振り込み
3. 指定金融機関（北日本銀行川岸支店）口座からの自動引き落とし

* 1ヶ月に満たない利用の場合は、利用日数に基づいて計算します。

施設からのお願い

- 喫煙される方は喫煙所をご利用ください。
- 私物の持ち込みは原則として自由ですが、大きさや内容によってはご遠慮願うこともあります。
- ご家族の住所や連絡先が変わった場合には速やかにお知らせください。
- 衣類や食べ物の持ち込みについては担当職員にご相談ください。
- 衣類や持ち物に名前を記入する場合がありますのでご了承ください。
- 視察や見学などで、施設を訪れる方がありますのでご了承ください。

そ の 他

- 預り金等について（別途契約いたします）
年金、預金通帳、多額の現金などは施設にお預け願います。利用者、ご家族のお問い合わせには随時お答えし、説明させていただきます。
- 非常災害対策
専門業者による日常的な管理体制のほかに、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難等の訓練を実施しております。
- 終末に際して
終末は誰にとっても重大な関心事です。終末をどこでどのように迎えたいのか、本人の意思を尊重していかなければならないことです。意思表示が難しい方についてはご家族と相談し、ともに考え、誠意を持って当たりたいと思います。「どこで看取る」かを簡単に決めることはできませんし、決して急ぐ必要もありませんが、来るべき安らかな終末のために常々考えておきたいものです。

わからないことや、困ったことがありましたらいつでもご相談ください